

施策	施策の内容	平成30年度 予算額 (百万円)	平成31年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進			
2. 学校、保育所等における食育の推進			
3. 地域における食育の推進			
4. 食育推進運動の展開			
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業 子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施 モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナーを開催	40	37
6. 食文化の継承のための活動への支援等			
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進			

子供の農山漁村体験（通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」）

H31予算案 0.4億円

趣旨・目的

農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の進化に寄与する。

都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業

- ・子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築支援。
- ・平成31年度から、対象を高等学校の取組まで拡大し、「子供の農山漁村体験交流計画策定」を新たなメニューとして追加。



地方財政措置（特別交付税「子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費」）

- ・平成31年度から、小学校の取組に加えて、中学校の取組や社会教育活動、市町村推進協議会の運営等に係る経費も措置対象とする。

1 地方財政措置の対象事業

次の要件を満たす事業が対象

- ・**学校教育活動**の一環として実施されるものであること
- ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
- ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

→ **H31年度から、社会教育活動も対象とする**

※地方公共団体が主体となって実施する社会教育活動

2 対象経費

- ・都道府県推進協議会の運営に要する経費（都道府県）
- ・受入地域協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村）
- ・小学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

→ **H31年度から、市町村推進協議会及び中学校の集団宿泊活動も対象とする**

対象
拡大

施策	施策の内容	平成30年度 予算額 (百万円)	平成31年度 予算額(案) (百万円)
1. 家庭における食育の推進	家庭教育支援基盤構築事業 子供の生活習慣・食育を含む学習機会の効果的な提供など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援する。	73の内数	73の内数
	「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業 国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業、中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施する。	— (国立青少年教育振興機構の 予算で実施)	— (国立青少年教育振興機構の 予算で実施)
2. 学校、保育所等における食育の推進	社会的課題に対応するための学校給食の活用 学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進等に加え、食品ロスの削減、都道府県内の地場産物や国産食材の活用、郷土料理等の伝統的な食文化の継承等の社会的な課題・要請への対応が求められており、これらの課題解決に資するためのモデル事業を実施する。	32	32
	つながる食育推進事業 栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。 また、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。	51	51
	学校給食の現代的課題に関する調査研究 学校給食調理場における衛生管理への対応など、学校給食を取り巻く行政上の課題に対応するための調査研究を行う。	24	24
	学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備) 学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、衛生管理の充実強化等に必要な学校給食施設の整備に対する補助を行う。	28,797の内数	31,061の内数
3. 地域における食育の推進	—	—	—
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	伝統文化親子教室事業 次代を担う子供たちに対して、伝統文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養する。	1,269の内数	1,284の内数
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	—	—	—

地域における家庭教育支援基盤構築事業

～家庭教育支援チーム強化促進プラン～

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

(前年度予算額 73百万円)

2019年度予算額(案) 73百万円



背景

- 核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど家庭教育が困難な現状がある。
- 全ての親が安心して家庭教育を行う上で、身近な相談相手として、地域の多様な人材で構成される家庭教育支援チームによる支援活動が有効。

計画・提言等

- 第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)
「家庭と地域と学校との連携・協働を推進する」
「家庭教育支援員となる人材の育成や、訪問型家庭教育支援の充実を図る」
- 教育再生実行会議第10次提言(平成29年6月)
「学校、家庭、地域の三者がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持つとともに、それぞれの教育機能をいかに発揮し、相互に連携・協力しながら子供を支え、育んでいくことが重要」
「家庭教育支援員の配置や家庭教育支援チームの組織化の促進を図り、訪問型家庭教育支援をより一層充実する」

事業概要

各地域における、①地域人材の養成、②家庭教育支援体制の構築、③家庭教育を支援する取組に加え、④訪問型家庭教育支援を含めた支援活動の強化を図るための取組の推進など、地域における家庭教育支援の基盤構築に向けた取組を支援するもの(1000箇所を実施)

①地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

地域の多様な人材
による参画
(例)



中核的人材の養成

②家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援員の配置

- 地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化
 - ・ 学習機会や交流の場づくりの企画
 - ・ 家庭や地域の人材に応じた支援をコーディネート
 - ・ 活動拠点の整備促進

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生・児童委員、保健師 等



連絡会議・ケース会議等の設置・運営

- 各家庭と関係機関等をつなぐ機能の強化

支援の実施

③家庭教育を支援する取組

学習機会の効果的な提供

- 就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 発達段階の特徴や親の心得に関する講座
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策
- 子供の生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”に関する講座

親子参加型行事の実施

- 親子の自己肯定感、自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子

【プログラム例】

- 親子で清掃ボランティア、料理教室 など



相談対応や情報提供

- 悩みが抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報

【支援活動例】

- 空き教室を活用した交流の場づくり・相談対応
- 企業が参加する出前講座
- 企業内における従業員向けの研修等を活用した家庭教育支援
- 家庭教育支援に関する広報誌等による情報提供・相談対応

④家庭教育支援活動の強化

- 家庭教育支援チームの拡充を含めた地域における家庭教育支援体制の拡充・強化
※訪問型家庭教育支援に取り組む家庭教育支援員の配置拡充を含む

- 学校と連携し、家庭をつなぐ機会を創出するための家庭教育支援員のコーディネート力や専門性の向上等に関わる研修機会の充実

家庭教育支援チーム等の強化により、更なる家庭教育支援活動の進展



社会的課題に対応するための学校給食の活用

(前年度予算額 32百万円)
2019年度予算額(案) 32百万円

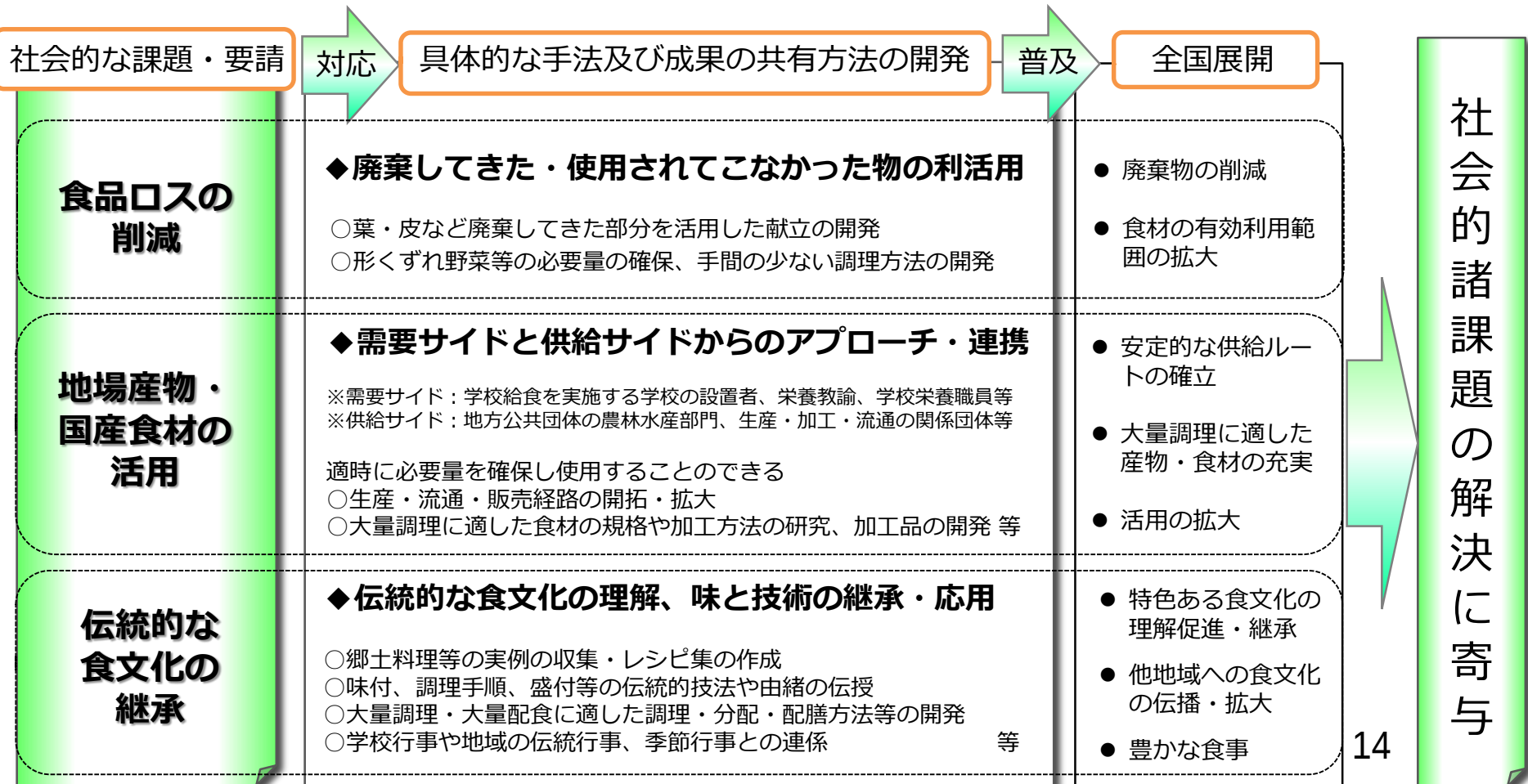


現状と課題

学校給食については、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や食育における活用に加え、食品ロスの削減、都道府県内の地場産物や国産食材の活用、郷土料理等の伝統的な食文化の継承など、社会的な課題・要請に対応することが求められている。

事業概要

学校給食の提供の過程（献立の作成、食材の調達、調理等）を活用して、社会的な課題・要請に対応するための具体的な手法及び地域における成果の共有方法を開発する。また、これらの実践事例の普及を通じて、全国における取組を促進する。



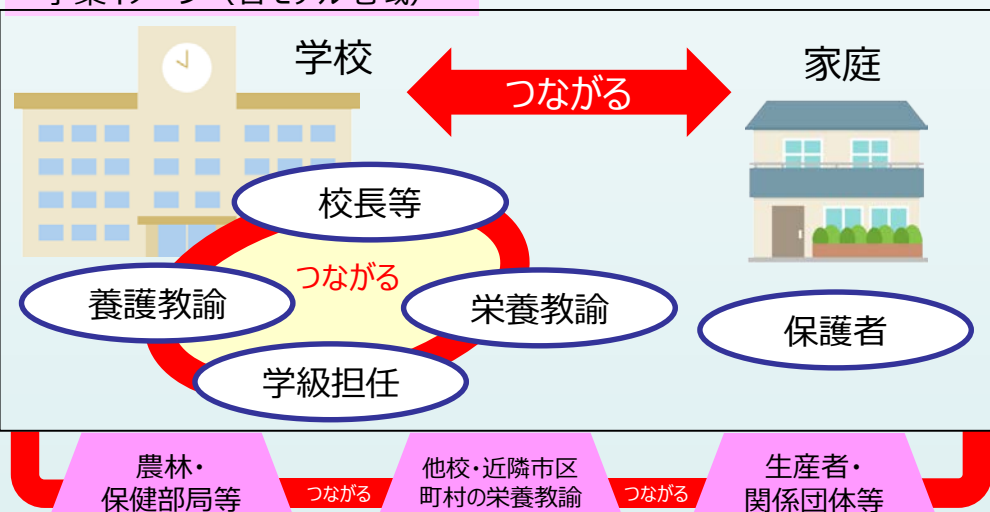
現状と課題

食育については、これまで学校を中心とした多様な取組による成果が見られたものの、食を取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要である。

事業概要

- ① 栄養教諭を中核とした関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発や、望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。
- ② 学校において、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

事業イメージ（各モデル地域）



関係者の連携による**家庭へのアプローチ手法の開発**

望ましい食生活への理解促進を目的とした**親子による体験活動等の実施**

栄養教諭を中核とした**全校体制による指導・評価方法の開発**

栄養教諭間の**連携強化**（新規採用や任用換えの栄養教諭への支援）

中核となった栄養教諭や実践事例の**研修（校内・地域）での活用**

児童生徒の
食に関する**自己管理能力**
の育成

栄養教諭の
実践的な指導力
の向上

取組の実施・検証（各モデル地域）

児童生徒や保護者の変化に係る指標をあらかじめ設定
・朝食摂取、共食、栄養バランスを考えた食事、
ゆっくりよく噛んで食べることや食事マナーに対する意識の向上及び実践、
伝統的な食文化や行事食の学び、食事の際の衛生的な行動
栄養教諭の実践的な指導力向上の取組の推進
・モデル地域の栄養教諭間の連携強化、研修の実施

効果検証・普及（文部科学省）

事業終了後に全国の取組の効果を検証
・各モデル地域の取組を共通指標等を基に取りまとめ
実効性のある取組を全国へ普及
・報告書の作成、HPでの公表、事例発表会・会議等での周知
教材作成により、食に関する指導を充実
・栄養教諭を中核とした食に関する実践的な指導の普及・充実

■ 第1期文化芸術推進基本計画（平成30年3月閣議決定）

将来の文化財の担い手である子供たちが**伝統的な価値に触れる機会の充実**に努める。

■ 第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）

文化芸術団体との連携・協力を図りつつ・・・**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援を行う。

■ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月閣議決定）

「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、・・・**子供や障害者等の文化芸術活動の推進**・・・に取り組む。

■ 未来投資戦略2018（平成30年6月閣議決定）

大人と子供が向き合う時間を確保するため・・・「キッズウィーク」を設定し、**多様な活動機会の確保等**を官民一体で推進する。

教室実施型

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会の提供により、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養（かんよう）すること

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施方法：全国の伝統文化関係団体を対象に募集し有識者審査を経て決定
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

拡充

多様な伝統文化等を体験できる機会を確保するため、重点分野推進枠を新設
平成31年度は**食文化をはじめとする生活文化の分野を推進**

平成31年度 約4,070教室（うち重点分野推進枠70教室）

地域展開型

目的：教室実施型で発掘された地域における指導者等を活用して、伝統文化等を振興する自治体が地域の文化を掘り起こし、集中的に体験できる多様な機会を創出することにより、キッズウィーク等の休日における活動機会や障害のある子供の体験機会を確保するなど、地域の多様な人々の社会参画や子供の体験活動機会の充実を図ること

参加対象：地域に在住する親子等

実施主体：地方自治体

対象経費：指導者への謝金・旅費、会場・用具の借料等

地域における多様な
体験機会の創出により、
子供たちの体験活動機会の充実

自治体と指導者等の連携強化
地域人材の把握・活用



郷土食文化体験



きもの文化体験

キッズウィーク等における体験活動機会の提供
休業日の充実



地蔵盆体験

＜支援事業数＞平成31年度 約30地域